



健康づくりセンター

子どものむし歯状況と食生活調査結果 (平成30年度～令和2年度)

目的

3歳児健診の問診票結果から「体格、生活リズム、むし歯、食生活項目」とむし歯との関連を調査しました。その一部をご紹介します。

対象

3歳児健診受診者3年分の内、434人の

- ①9割がふつ々の体格でしたが、年々「太りぎみ」「やや太りぎみ」「太り過ぎ」が増えていました。
 - ②むし歯罹患率が増えています。(下図①)
 - ③甘い食品・飲料を1日3回以上飲食する割合が増加しています。(下図②)
 - ④起床時間と就寝時間が年々遅くなっています。
- この結果とは逆に、身体をよく動かし、早寝早起きでおやつも回数を決めて(1～2回)食べているお子さんはむし歯がほとんどあ

りませんでした。

6月4日～10日は歯と口の健康週間です

乳歯の時期から家族みんなでおむし歯予防！

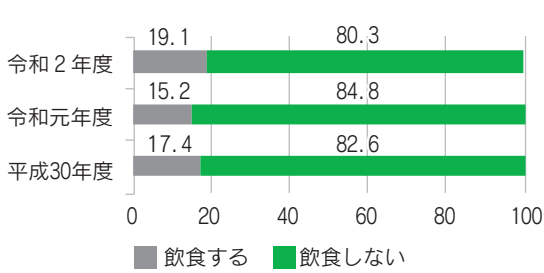
お子さんの健康な歯を保つために正しい生活習慣を身につけることが大切です。

そのためには家族の協力が必要ですよ。

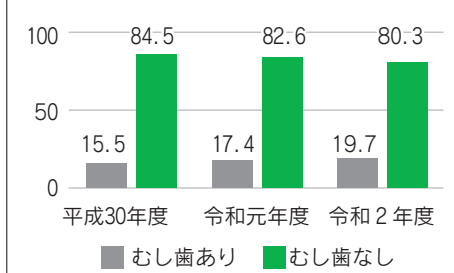
歯を守るために気をつけた生活習慣

- (1)歯磨きの習慣づけをし、ていぎましょう。
 - (2)おやつは時間と量を決めて食べましょう。
 - (3)水分補給は水や麦茶など甘くない飲み物にしましょう。
 - (4)よく噛んで食べる習慣を身につけましょう。
 - (5)家族みんなでおむし歯予防に取り組みしましょう。
- 問 健康づくりセンター 健康課 3400

図② <甘い食品・飲料1日3回以上飲食>



図① <むし歯の有無>



支給対象児童		支給額 (1人につき)
0歳～3歳未満	出生順位にかかわらず	15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生修了前	出生順位にかかわらず	10,000円

※一定の所得を超過すると、上記表の対象とならず、特例給付(0歳から中学生修了前までの支給額は月額1人につき一律5,000円)の支給対象となります。

児童手当支給額(月額)

児童手当は保護者からの申請に基づき支給されます。また児童手当を受けている方(受給者)は現況届の提出が必要で、現況届の提出がされない、10月以降の支給が停止してしまうため、必ず期間内に提出してください。

児童手当の支給対象

中学校3年生までの児童(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を監護している方に支給されます。

児童手当現況届は6月中に提出してください

現況届に必要なもの

① 現況届(受給中の方には郵送されます。)

② 健康保険証の写し(受給者が社会保険に加入している場合)

③ 別居監護申立書(受給者と児童の住所が異なる場合)

④ 児童の個人番号の分かるもの(③を提出する必要のある方のみ)

⑤ 配偶者の個人番号の分かるもの(受給者と配偶者の住所が異なり、配偶者の住所が町外にある場合のみ)

※確定申告の対象者は、確定申告後に現況届を提出してください。

確定申告をせずに現況届を提出されても受付できません。

提出期限
6月30日(水)まで

問 健康づくりセンター 健康課 3400

健康づくりセンター 健康課 3400

健康づくりセンター 健康課 3400

健康づくりセンター 健康課 3400

健康づくりセンター 健康課 3400